

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契093
- (2) 請負の表示 大阪大学豊中地区産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物搬出処理業務  
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  
なお、契約期間満了の60日前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を令和7年3月31日まで延長するものとする。
- (4) 請負場所 別紙仕様書のとおり

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪府知事、積替保管場所の行政庁の長（積替保管を行う場合）及び処分地の行政庁の長より産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可及び処分地の行政庁の長より産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者であること。
- (3) 本学と取引実績のある者、または収集運搬業者が大阪府知事より優良や産業廃棄物処理業者の認定を受けていること。
- (4) その他本学経理責任者が適当と認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1  
国立大学法人大阪大学 財務部契約課 役務係  
電話 06-6105-6237
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限  
令和5年1月27日（金） 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

第2号様式

見 積 書

調 達 番 号 : 財契093  
 請 負 の 表 示 : 大阪大学豊中地区産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物搬出処理業務  
 見 積 金 額

種 類	予定数量	単価	金額
1 廃乾電池	697 kg	円	円
2 廃蛍光灯	929 kg	円	円
3 一般有機試薬	1641 本	円	円
4 一般無機試薬	289 本	円	円
5 一般重金属試薬	363 本	円	円
6 Hg,As,CN,Se試薬	32 本	円	円
7 取扱注意試薬	13 本	円	円
8 有機水銀試薬	2 本	円	円
9 他汚泥	367 kg	円	円
10 有害汚泥	707 kg	円	円
11 廃器具(ガラスくず等)	9 kg	円	円
12 廃器具(金属くず等)	4 kg	円	円
13 写真廃液	0 kg	円	円
14 無機廃液	304 kg	円	円
15 重金属廃液	271 kg	円	円
16 有害重金属廃液	457 kg	円	円
17 有機廃液	965 kg	円	円
18 廃油(混合)	473 kg	円	円
19 ハロゲン廃液(混合)	66 kg	円	円
20 金属水銀	2 kg	円	円
合計			円

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所  
 会 社 名  
 氏 名  
 電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除くこと。
- ※ 見積書の日付は、提出日とすること。
- ※ 収集運搬業者と処理業者が異なる場合、見積書等は収集運搬業者、処理業者のどちらか一方が一括して提出すること。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（2）】に示した資格について、それを有しているかどうかを証明するための書類を見積書に添付すること。

## 仕 様 書

請負件名 大阪大学豊中地区産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物搬出処理業務

請負期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、契約期間満了の60日前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を令和7年3月31日まで延長するものとする。

1. 収集運搬業者及び中間処理業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「特別管理産業廃棄物等」という。）搬出処理を、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）並びに関係法令に従って実施するものとする。
2. 収集運搬業者は、大阪府知事、積替保管場所の行政庁の長（積替保管を行う場合）及び処分地の行政庁の長より産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。中間処理業者は、処分地の行政庁の長より産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者とする。
3. 収集運搬業者は、大阪府知事と積替保管場所の行政庁の長（積替保管を行う場合）及び処分地の行政庁の長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを発注者に提出するものとする。中間処理業者は、処分地の行政庁の長が許可した「産業廃棄物処分業許可証」及び「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の写しを、発注者に提出するものとする。なお、請負期間の途中で許可証を更新した場合は、速やかに更新後の許可証の写しを、発注者に提出するものとする。
4. 特別管理産業廃棄物等の搬出作業は、別図「大阪大学豊中地区特別管理産業廃棄物等回収場所配置図」で示した回収場所において行うものとする。
5. 特別管理産業廃棄物等の種類及び年間予定数量は、別紙1のとおりとする。
6. 特別管理産業廃棄物等の搬出運搬は、発注者の指定した日（各搬出場所毎に年2回以上）に行うものとする。キャップ等容器からの漏れの確認及び保管場所から運搬車への積み荷作業は収集運搬業者が行うものとする。
7. 処分過程においては、特別管理産業廃棄物等が全て水銀を含んでいることを考慮することとし、含有水銀については再生（リサイクル）処分を行うこととする。また、処分過程のフロー図を発注者に提出することとする。
8. 収集運搬業者及び中間処理業者は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織使用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）に加入しているものとし、それを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを発注者に提出するものとする。
9. 発注者は、電子マニフェストシステムにより収集作業前に必要事項の予約登録を行うものとする。
10. 収集運搬業者は、電子マニフェストより印刷した受渡確認票を作業当日に用意し、各部局立会者と数量確認を行ったうえで数量を記入し、検査職員の補助者（別紙2参照）に提出するものとする。
11. 発注者は、廃棄物の引渡し後、原則当日中に予約登録を電子マニフェストシステムにより、本登録を行うものとする。その後、収集運搬業者は、廃棄物の引渡しを受けてから3日以内に数量の修正を行い、さらに、運搬終了日から3日以内に運搬終了報告を行うものとする。中間処理業者は電子マニフェストシステムにより、中間処理終了後3日以内に中間処理終了報告を、最終処分業者から最終処分終了報告を受けた後3日以内に最終処分終了報告を行うものとする。但し、

土・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）、廃棄物の引渡し日、運搬終了日、中間処理終了日及び最終処分業者から最終処分終了報告を受けた日は報告期限に含まないものとする。

なお、発注者から書面による業務完了報告書の提出を求められた際にはこれに速やかに応じるものとする。

12. 業務は、電子マニフェストシステムにて、中間処理終了報告の通知をもって完了とする。

なお、運搬終了報告と中間処理終了報告については、マニフェスト情報を登録した日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に行うものとする。ただし、令和6年3月31日を超えてはならないものとする。

また、引き続き契約期間を令和7年3月31日まで延長した場合は、令和7年3月31日を超えてはならないものとする。

13. 受注者は、最終処分終了報告については、マニフェスト情報を登録した日から180日以内に完了するものとする。

14. 本業務を行ううえでの必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

15. その他詳細については、発注者と受注者の協議により行うものとする。

別紙1 特別管理産業廃棄物等の種類及び年間予定数量

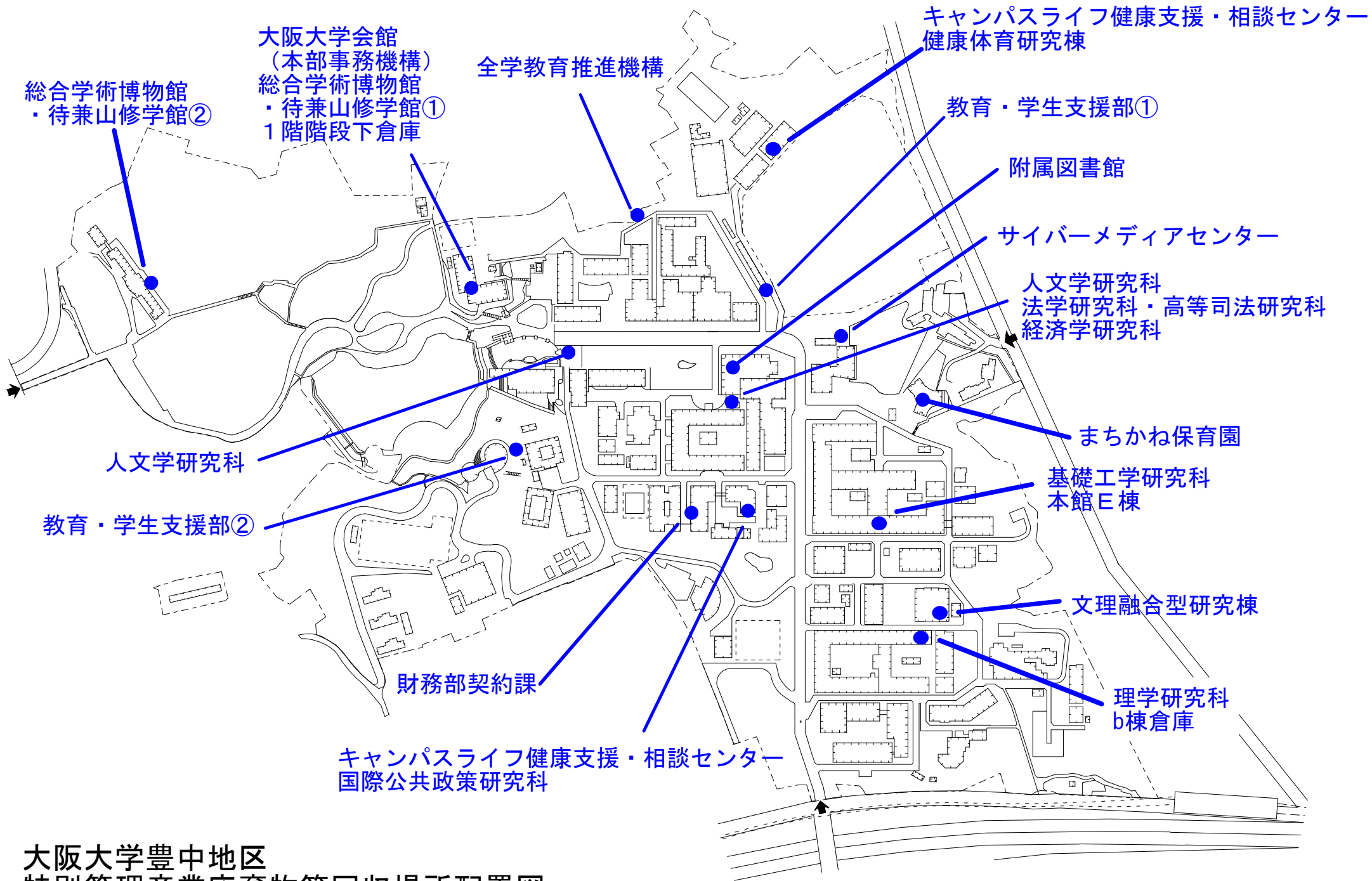
種 類	予定数量
1 廃乾電池	697 kg
2 廃蛍光灯	929 kg
3 一般有機試薬（メタノール、ベンゼン、トリクロ酢酸等）	1641 本
4 一般無機試薬（Li,Na,K,Mg,Ca,Sr,Ba等の各化合物、硝酸、過酸化水素等）	289 本
5 一般重金属試薬（Pb,Cd,Cr,Al,Mn,Ni,Cu,Zn,Fe,Ag等の金属単体及びその化合物等）	363 本
6 Hg,As,CN,Se試薬（酸化水銀、ヒ酸、シアン化カリ、二酸化セレン等）	32 本
7 取扱注意試薬（リチウム、ピクリン酸、過酸化ベンゾイル等）	13 本
8 有機水銀試薬（塩化メチル水銀、マキクロロム、チモサル等）	2 本
9 他汚泥	367 kg
10 有害汚泥	707 kg
11 廃器具(ガラスくず等)	9 kg
12 廃器具(金属くず等)	4 kg
13 写真廃液	0 kg
14 無機廃液	304 kg
15 重金属廃液	271 kg
16 有害重金属廃液（Cr,Cd,Pb,Hg,As,CN,Se,水銀含有物等）	457 kg
17 有機廃液	965 kg
18 廃油(混合)	473 kg
19 ハロゲン廃液(混合)	66 kg
20 金属水銀	2 kg

※廃試薬瓶については、原則500mlまでとする。

※上表の全ての区分において、水銀を含んでいるものとする。

## 検査職員の補助者及び担当係一覧

部局等名	住所	検査職員の補助者	担当係
理学研究科	豊中市待兼山町1-1	理学研究科庶務係長	理学研究科庶務係
基礎工学研究科	豊中市待兼山町1-3	基礎工学研究科契約係長	基礎工学研究科契約係
文理融合型研究棟 (ハウジング企画係)	豊中市待兼山町1-2	財務部資産管理課ハウジング企画係長	財務部資産管理課ハウジング企画係
文理融合型研究棟 (科学機器リノベーション・工作支援センター)	豊中市待兼山町1-2 文理融合型研究棟2階	研究推進部研究推進課 科学機器リノベーション・工作支援センター専門職員	研究推進部研究推進課 科学機器リノベーション・工作支援センター事務室
文理融合型研究棟 (インターナショナルカレッジ)	豊中市待兼山町1-2 文理融合型研究棟5階	国際部国際学生交流課 インターナショナルカレッジ担当専門職員	国際部国際学生交流課 インターナショナルカレッジ担当
文理融合型研究棟 (量子情報・量子生命研究センター)	豊中市待兼山町1-2 文理融合型研究棟6階	研究推進部 量子情報・量子生命研究センター事務室専門職員	研究推進部 量子情報・量子生命研究センター事務室会計担当
キャンパスライフ健康支援・相談センター	豊中市待兼山町1-17 豊中総合学館2階	キャンパスライフ健康支援・相談センター会計係長	キャンパスライフ健康支援・相談センター会計係
附属図書館	豊中市待兼山町1-4	附属図書館図書館企画課会計係長	附属図書館図書館企画課会計係
人文学研究科	豊中市待兼山町1-5、1-8	人文学研究科豊中事務部契約係長	人文学研究科豊中事務部契約係
法学研究科・高等司法研究科	豊中市待兼山町1-6	法学研究科・高等司法研究科会計係長	法学研究科・高等司法研究科会計係
経済学研究科	豊中市待兼山町1-7	経済学研究科・国際公共政策研究科会計係長	経済学研究科・国際公共政策研究科会計係
全学教育推進機構	豊中市待兼山町1-16	全学教育推進機構等会計第一係長	全学教育推進機構等会計第一係
国際公共政策研究科	豊中市待兼山町1-31	経済学研究科・国際公共政策研究科会計係長	経済学研究科・国際公共政策研究科会計係
教育・学生支援部	豊中市待兼山町1-10	教育・学生支援部学生・キャリア支援課 学生支援第二係長	教育・学生支援部学生・キャリア支援課 学生支援第二係
サイバーメディアセンター	豊中市待兼山町1-32	情報推進部情報企画課会計係長	情報推進部情報企画課会計係
大阪大学会館	豊中市待兼山町1-13	財務部資産管理課ハウジング企画係長	財務部資産管理課ハウジング企画係
総合学術博物館・待兼山修学館	豊中市待兼山町1-20	共創推進部 博物館・適塾記念センター等事務室総務係長	共創推進部 博物館・適塾記念センター等事務室総務係
財務部契約課	豊中市待兼山町1-31	財務部契約課役務係長	財務部契約課役務係
まちなか保育園	豊中市待兼山町1-18-3	企画部ダイバーシティ推進課支援係長	企画部ダイバーシティ推進課支援係



大阪大学豊中地区  
特別管理産業廃棄物等回収場所配置図



## 請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学豊中地区産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物搬出処理業務

請負代金額 別紙単価表のとおり

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 中谷 和彦 と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づいて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）並びに関係法令に従い、発注者の事業場から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の適正な収集運搬を行うものとする。

第2条 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。  
なお、契約期間満了の60日前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を令和7年3月31日まで延長するものとする。

第3条 受注者は、別表に記載の受注者の指定する中間処理業者（以下「処理業者」という。）の処理地へ特別管理産業廃棄物等を専用運搬車により搬入するものとする。

第4条 受注者は、関係法令による許可業務の範囲の変更等、業務の適正処理に影響を及ぼす事項について変更があった場合には、それらの事項を直ちに発注者に通知するものとする。

第5条 特別管理産業廃棄物等の種類、その予定数量等は別紙仕様書のとおりとする。

第6条 発注者は、廃棄物の適正な処理のため、廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、腐敗・揮発等性状の変化、混合等により生じる支障、排出数量、石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項等の必要な情報を、必要に応じて、書面をもって受注者に提供する。通知する文書は「廃棄物データシート（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に作成を行うものとする。

2 発注者は、当該廃棄物が日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合、当該含有マークに関する情報を受注者に文書にて通知しなければならない。

3 発注者は、本契約の有効期間中、契約締結時に提供した当該廃棄物に係る前2号の情報に変更が生じる場合は、速やかに当該情報を文書にて受注者に提供し、発注者と受注者とが対応について協議する。

第7条 発注者及び受注者は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織を利用するものとする。

第8条 受注者は、この契約に係る業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第9条 請負代金は毎月支払うものとし、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第10条 請負代金は、当該月の受注者並びに処理業者の業務完了後、受注者が代表して請求するものとする。

第11条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課役務係に送付すべきものとする。

第12条 発注者は、受注者と処理業者間の契約代金の受払いに関して一切責任を負わないものとする。

第13条 契約保証金は、免除する。

第14条 受注者は、業務の実施に際し、発注者の建物及び付帯設備に破損又は損傷を与えないよう、注意義務を怠ってはならない。

第15条 受注者は、前条にもかかわらず破損又は損傷を与えた時は、賠償の責を負うものとする。

第16条 受注者は、請負の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

第17条 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第18条 前条によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた廃棄物の運搬を受注者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者・受注者双方の責任で運搬した後でなければこの契約は解除できないものとする。

第19条 受注者は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

第20条 受注者は、この業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第21条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造

請負契約基準を準用するものとする。

第22条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第23条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と受注者は、次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号  
国立大学法人大阪大学  
理事 中谷 和彦

受注者

別表

受注者の有する許可の範囲（収集運搬業）

発注者の保管場所から受注者の積替保管施設まで

区 分	
許可都道府県・政令市	
許 可 番 号	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
許 可 の 条 件	

受注者の積替保管施設について

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物等の種類	
積替保管施設の所在地	
積替保管施設の保管上限	

受注者の積替保管施設から運搬の最終目的地（処分の場所）まで

区 分	
許可都道府県・政令市	
許 可 番 号	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
許 可 の 条 件	

受注者が指定する中間処理業者の有する許可の範囲

名 称	
住 所	
区 分	
許可都道府県・政令市	
許 可 番 号	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 区 分	
許 可 の 条 件	
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地 (運搬の最終目的地)	



## 別 紙

### 個人情報取扱の特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

#### (再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

#### (事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

#### (適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

#### (違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学豊中地区産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業務

請負代金額 別紙単価表のとおり

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 中谷 和彦 と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づいて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）並びに関係法令に従い、発注者の事業場から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の適正な処理を行うものとする。

第2条 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。  
なお、契約期間満了の60日前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を令和7年3月31日まで延長するものとする。

第3条 受注者が発注者から委託を受けた特別管理産業廃棄物等を処理する場所及び処理方法は、別表のとおりとし、中間処理後の廃棄物は受注者が責任をもって処理するものとする。

第4条 受注者へ搬入する特別管理産業廃棄物等の収集運搬は、別表に記載の受注者が指定する収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）が行うものとする。

第5条 受注者は、関係法令による許可業務の範囲の変更等、業務の適正処理に影響を及ぼす事項について変更があった場合には、それらの事項を直ちに発注者に通知するものとする。

第6条 特別管理産業廃棄物等の種類、その予定数量等は別紙仕様書のとおりとする。

第7条 発注者は、廃棄物の適正な処理のため、廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、腐敗・揮発等性状の変化、混合等により生じる支障、排出数量、石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項等の必要な情報を、必要に応じて、書面をもって受注者に提供する。通知する文書は「廃棄物データシート（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に作成を行うものとする。

2 発注者は、当該廃棄物が日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合、当該含有マークに関する情報を受注者に文書にて通知し

なければならない。

- 3 発注者は、本契約の有効期間中、契約締結時に提供した当該廃棄物に係る前2号の情報に変更が生じる場合は、速やかに当該情報を文書にて受注者に提供し、発注者と受注者とが対応について協議する。

第8条 発注者及び受注者は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織を利用するものとする。

第9条 受注者は、この契約に係る業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第10条 請負代金は毎月支払うものとし、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第11条 請負代金は、当該月の収集運搬業者並びに受注者の業務完了後、収集運搬業者が代表して請求するものとする。

第12条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課役務係に送付すべきものとする。

第13条 発注者は、受注者と収集運搬業者間の契約代金の受払いに関して、一切責任を負わないものとする。

第14条 契約保証金は、免除する。

第15条 受注者は、請負の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

第16条 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第17条 前条によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた廃棄物の処理・処分を受注者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者・受注者双方の責任で処理・処分した後でなければこの契約は解除できないものとする。

第18条 受注者は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

第19条 受注者は、この業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第20条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。



第21条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第22条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と受注者は、次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号  
国立大学法人大阪大学  
理事 中谷 和彦

受注者

別表

受注者の有する許可の範囲

区 分		
許可都道府県・政令市		
許可番号		
許可の有効期限		
事業の範囲		
許可の条件		

処分の場所、方法及び処理能力

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

最終処分地

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

※尚、中間処理後に残査が発生しない産業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了とする。

受注者が指定する収集運搬業者の有する許可の範囲

名 称	
住 所	
区 分	
許可都道府県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	



## 個人情報取扱の特記事項

### (基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の嚴重な保管及び搬送に努めなければならない。

### (再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

### (契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

### (事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

### (適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

### (違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。